税の申告について

お知らせします

申告期間

2/18～3/15まで

期間後半は混雑が予想されますので、早めの申告をお願いします。

平成31年1月1日現在、行方市にお住まいの方は、申告が必要です。

平成31年度（平成30年分所得）の市民税・県民税（住民税）の申告相談は、平成31年2月18日から3月15日までの（土･日を除く）期間、麻生･北浦･玉造の各庁舎で行います。

申告相談の待ち時間を少なくするため、日程表のとおり対象地区を指定しましたが、ご都合がつかない場合は他の日時にお越しください。また､申告期限が近づくにつれて大変混み合い、長時間お待ちいただくようになりますので、早めの申告相談をお願いします。

所得税、市民税・県民税申告は、前年1月1日から12月31日までの所得を申告するもので、市民税・県民税や国民健康保険税・介護保険料などの課税資料となります。また、申告をしないと各種証明書の発行や保育園・幼稚園の入園などに必要な書類の発行ができない場合がありますので、必ず平成31年3月15日（金）までに申告してください。事前に申告書および収支内訳書等の用紙が必要な場合は､税務課（麻生庁舎）までご連絡ください。なお、北浦・玉造の総合窓口にも用意してあります。

■申告が必要な方

①給与収入が2,000万円を超えている方
②事業所得（営業所得・農業所得）があった方
③不動産・利子・配当所得があった方
④給与所得者で給与以外の所得があった方
⑤平成30年中に会社を退職された方、また、年末調整が済んでいない方
⑥平成30年中に2社以上の会社に勤めていた方で年末調整が済んでいない方
⑦公的年金等以外の所得がある方
⑧生命保険契約等に基づく保険金の満期一時金があった方
⑨土地・家屋等の資産譲渡をした方
⑩障害者年金や遺族年金等を受けている方
⑪前年中に収入のなかった方（扶養に取られている方を除く）
⑫諸控除を受けようとする方

■申告が必要ない方

①勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
②扶養に取られている方（他市区町村在住者の扶養を除く）
③年金所得のみで扶養控除や医療費控除などをされない方
④確定申告をされた方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

■市役所では受付できない申告

①青色申告②株式･土地の譲渡所得③住宅借入金等特別控除（初年度）④繰越損失⑤先物取引⑥消費税申告⑦贈与税申告⑧過年度申告

要介護1以上の認定を受けている65歳以上の方で、認知症や寝たきり度（日中ベッド上で過ごす割合）がある一定以上の判断基準を超える方は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。また、寝たきりの方のオムツに係る費用で医療費控除の対象になる場合もありますので、介護福祉課（玉造庁舎　☎0299-55-0111）までお問い合わせください。

●所得税・消費税・贈与税・相続税等の申告全般についての問い合わせは　潮来税務署　☎0299-66-6931（代表）

■申告に必要なもの

□マイナンバーが確認できる書類および本人確認書類　□印鑑
□利用者識別番号の通知書（所得税申告者）▶税務署からのはがきに記載してあります。記載がない場合は申告時に取得していただきます。
□市民税・県民税申告のご案内はがき（市から送付されている場合）
※所得の種類によって下記の表よりお持ちください（申告する内容によって複数にまたがる場合があります）。

該当する方のみ	給与・年金所得者	□給与・年金源泉徴収票（紛失された場合は、給与・年金支払者に再発行を依頼してください。市役所では発行できません）
	事業所得者 （営業・農業・漁業・不動産）	□収支内訳書（必ず作成してお持ちください）　□領収書等 □雑収入（戸別所得補償等）の額のわかるもの　□関係帳簿類（必要に応じて）
	譲渡所得者 （土地などの売買・交換等）	□売買契約書の写し　□領収書　□買取証明書（公共事業への売買のみ）
	一時所得者 （生命保険などの満期）	□保険会社からの明細書
	退職者	□給与所得の源泉徴収票　□退職所得の源泉徴収票
	雑損控除を受ける方	□り災証明書（初めて雑損控除を受ける場合） □被害のあった建物等の修繕等に係る領収書 □昨年の雑損控除計算書 □昨年の確定申告書の控え（雑損控除の繰越がある場合）
	諸控除を受ける方	□生命保険料控除証明書　□地震保険料控除証明書　□国民年金保険料控除証明書 □医療費控除の明細書または医療費の領収書、セルフメディケーション税制明細書またはスイッチ OTC 医薬品の領収書および一定の取り組みの証拠書類 ※医療費控除を受ける方で、市役所、保険会社などから医療費の補てんがされた場合には、その金額がわかるものも必要になります。
	その他	□通帳等（還付または納税の際に必要。本人名義） □その他上記以外に申告に必要となるもの

※平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書は、自宅で５年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです）。

■申告日程表

申告会場	麻生保健センター	北浦庁舎 2 階第一会議室	玉造庁舎 2 階第一会議室
受付時間	《午前の部》午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分 《午後の部》午後 1 時～午後 4 時		
指定日	対象地区	対象地区	対象地区
2 月 18 日（月）	麻生地区	津澄地区	玉川地区
2 月 19 日（火）			
2 月 20 日（水）			
2 月 21 日（木）			手賀地区
2 月 22 日（金）	太田地区		
2 月 25 日（月）			
2 月 26 日（火）		要地区	玉造地区
2 月 27 日（水）	大和地区		
2 月 28 日（木）			
3 月 1 日（金）			
3 月 4 日（月）			
3 月 5 日（火）	行方地区		現原地区
3 月 6 日（水）		武田地区	
3 月 7 日（木）			
3 月 8 日（金）	小高地区		立花地区
3 月 11 日（月）			
3 月 12 日（火）			
3 月 13 日（水）			
3 月 14 日（木）			
3 月 15 日（金）			

●午前中に受付された方でも、当日の混雑状況により午後からの申告相談となる場合がありますので、ご了承ください。
●受付簿は当日午前８時にお出しします。事前予約などはできません。

●麻生保健センターで申告される方は、ぜひ公共交通機関をご利用いただきますようお願いします。

※次ページに続きます

■平成 30 年分以降の配偶者控除および配偶者特別控除の取り扱いについて

平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の取り扱いが変更されました。この改正は、平成 31 年度の市民税・県民税から適用されます。

①配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が 1 千万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無）。

②配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされました（改正前：38 万円超 76 万円未満）。

【改正後の配偶者控除および配偶者特別控除の一覧表（市民税・県民税）】

		納税義務者の合計所得金額（給与所得だけの場合の納税義務者の給与等の収入金額）			【参考】配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900 万円以下（1,120 万円以下）	900 万円超 950 万円以下（1,120 万円超 1,170 万円以下）	950 万円超 1,000 万円以下（1,170 万円超 1,220 万円以下）	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	1,030,000 円以下
	老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38 万円超 90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	1,030,000 円超 1,550,000 円以下
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,903,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,903,999 円超 1,971,999 円以下
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
	123 万円超	0 円	0 円	0 円	2,015,999 円超

所得税の配偶者控除および配偶者特別控除の控除額については、国税庁ホームページをご覧ください。

潮来税務署からのお知らせ

▶確定申告のお知らせ

◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。e-Tax で送信、書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。

◇「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、平成 31 年 1 月から「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、ＩＤとパスワードを入力すれば e-Tax で申告することができますので、ぜひご利用ください。

◇「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問･ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせください（国税庁 HP アドレス http://www.nta.go.jp）。

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します

会場　潮来税務署

期間　2 月 18 日（月）～3 月 15 日（金）※土・日および祝日を除く

時間　相談受付：午前 8 時 30 分～午後 4 時（提出は午後 5 時まで）
相談開始：午前 9 時～

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は午後 3 時頃までにお越しください。相談が午後 5 時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

【問い合わせ】潮来税務署　個人課税第一部門
☎0299－66－6931（内線 54）
（自動音声が流れますので「2」を選択してください）

償却資産をお持ちの方へ
固定資産税（償却資産）の申告のお知らせ

【問い合わせ】税務課（麻生庁舎）☎0299−72−0811

償却資産（事業用資産）をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の資産の所有状況を申告していただくことになっています。

つきましては、申告書等を作成の上、1月31日（木）までに、税務課（麻生庁舎）へ提出をお願いします。

平成31～33年度　学校給食用物資納入者の登録申請を行います

【問い合わせ】北浦学校給食センター☎0291−35−2581

学校給食用物資の購入に際し、安全安心な物資の調達を図るため、基準を満たす物資納入業者の登録を行います。

■受付期間　1月15日（火）～2月8日（金）午前9時～午後4時　※土・日・祝日を除く

■受付場所　行方市立北浦学校給食センター
〒311-1705　行方市内宿738-1　☎0291−35−2581

■提出書類　学校給食用物資納入業者登録申請書（麻生、北浦の給食センターにあります）
＜添付書類＞
①食品衛生監視票（写し）
②保健所の食品営業許可証（写し）
③主な販売先調書
④取扱業者報告書
⑤営業所、製造所および倉庫の所在地と見取り図
⑥納税証明書

※様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

行方市農業委員会からのお知らせ
農地利用実態調査（全筆調査）を行います

【問い合わせ】農業委員会事務局（北浦庁舎）☎0291−35−2111

「後継者が見つからず、今後、農地をどのように管理していくのか不安だ」「このままでは遊休農地（耕作放棄地）になってしまう」「リタイヤするので農地を貸したい」「新規就農するので農地を借りたい」など、農業委員会ではさまざまなご相談やご意見をいただいています。

農地をいったん荒らしてしまうと、新しい借り手を見つけるのは大変です。美しい風景を守り、地域の農業が持続的に展開できるよう「個人にとっても地域にとっても貴重な財産である農地を大切に守る」「所有者と作り手を結びつける」「農地利用の最適化」を進めることが必要です。

そこで農業委員会では、まず、あなたがお持ちの農地について「今、どのように使われているのか」「今後、どのように活用していくのか」の調査をさせていただくことになり、平成30年度から平成32年度にかけて農地利用実態調査（全筆調査）を行います。

調査票（農地基本台帳）が自宅に届きましたら、記入例を参考に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にてご返送願います。調査へのご協力をよろしくお願いします。

農地利用最適化推進委員が誕生しました！

3年前の農業委員会法改正により「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」など、農地利用の最適化を推進するために、各地区に農地利用最適化推進委員を新たに委嘱しました。今後、皆さんのお宅にお伺いすることもありますので、よろしくお願いします。

人権擁護委員による
特設人権相談のお知らせ

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎）☎0299－55－0111

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。

人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記までお問い合わせください。

相談は全て無料です。

■問い合わせ

水戸地方法務局鹿嶋支局　☎0299ー83ー6000

■特設人権相談

【麻生】２月５日（火）　麻生公民館　　午前 10 時～正午、午後１時～午後３時
【玉造】２月６日（水）　玉造公民館　　午前 10 時～正午、午後１時～午後３時
【北浦】２月７日（木）　北浦公民館　　午前 10 時～正午、午後１時～午後３時

国民健康保険からのお知らせ
柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかるときはご注意を

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎）☎0299－55－0111

整骨院や接骨院で柔道整復師の施術を受けるときに、健康保険が使える症状は限定されています。ご注意ください！

■健康保険が**適用される**場合

○外傷性の打撲　○捻挫　○挫傷（肉離れなど）　○骨折　○脱臼

※骨折・脱臼は、緊急の場合を除き医師の同意が必要です。

■健康保険が**適用されない**場合

●内科的要因によるもの　●単なる肩こり、筋肉疲労　●脳疾患後遺症などの慢性病
●改善の見られない長期の施術　●他の保健医療機関にて同一負傷で治療中のもの
●仕事中や通勤途中に起きた負傷（※労災保険対象のため）

▶整骨院・接骨院にかかるときの注意点

「療養費支給申請書」に署名する際には、申請書に記載された負傷名・負傷原因・施術回数・金額に間違いがないか、よく確認しましょう。

長期間の施術を受けてもなかなか症状が改善しない場合は、内科的要因が関わっている可能性もあるので、医師の診断を受けましょう。

▶施術内容について確認させていただくことがあります

接骨院・整骨院の施術を受けた方に、施術日や施術内容などについて確認させていただくことがあります。本市では、株式会社エム・ディ・エスに業務委託しています。照会文書が届きましたら、回答のご協力をお願いします。

新成人の皆さんへ

20 歳になったら「国民年金」

国民年金は、年を取ったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20 歳以上 60 歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20 歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

■国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は 20 歳から 60 歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年を取ったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

■国民年金には免除制度があります

◎「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象者となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限 1 年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎「納付猶予制度」

学生でない 50 歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成 28 年 6 月以前の期間は、30 歳未満であった期間が対象となります。

※保険料を未納のまま放置すると、年金の納付を受け取ることができない場合があります。免除制度をご利用ください。

※国民年金のご相談・手続き等については、市役所または年金事務所までお問い合わせください。

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 ☎029−227−3278
国保年金課（玉造庁舎） ☎0299−55−0111

国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

高額介護合算療養費の申請手続きについて

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎）☎0299−55−0111

医療費と介護サービス費の自己負担額（食費・居住費などを除く）の合計額が年間の基準額を超えた場合、基準額を超えた分が申請により高額介護合算療養費として支給されます。

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている方で支給が見込まれる方には、例年 1 月中旬にご案内を行っておりますが、制度の改正により、本年から 3 月中旬のご案内となります。

通知が届きましたら、案内をご確認いただき、申請をお願いします。

空家等の適切な管理をお願いします

【問い合わせ】総務課（麻生庁舎）☎0299−72−0811

平成 27 年 2 月 26 日から「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。同法においては「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」を「空家等」と定義します。

空家等を適切に管理することは、法で定められた所有者等の責務です。適切な管理がされていない空家等は、建物部材等の劣化による損壊や倒壊、害虫等の発生やごみの不法投棄による住環境の悪化、庭木や雑草の繁茂による景観の悪化、不審者の侵入等による防犯性の低下など、周辺の生活環境に大きな影響を及ぼします。管理不十分な空家等が原因で、他人が怪我などをした場合には、その所有者等の責任となり、損害賠償を問われることもあります。定期的な除草や樹木の剪定（せんてい）、建物の修繕など、常に適切な管理をお願いします。

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について

【問い合わせ】茨城労働局労働基準部労災補償課　☎029−224−6217

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

制度のご案内は、厚生労働省ホームページでもご覧になれます。

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/120406-1.html

行方市で　いっしょに　健康づくり

施術時間	月	火	水	木	金	土祝	日
午前 9:00〜12:00	○	○	○	○	○	○	休
午後 2:00〜 7:00	○	○	○	○	○	休	休

休業日／日曜日・1月1日~3日

健康保険・労災保険・各種自由診療
交通事故傷害・疲労回復施術・往診受付

“迎春”年始の営業は、１月４日より通常どおりです

山下鍼灸整骨院

行方市船子7-4
0299-77-5959

詳細は行方市ホームページのバナー広告をご覧ください。

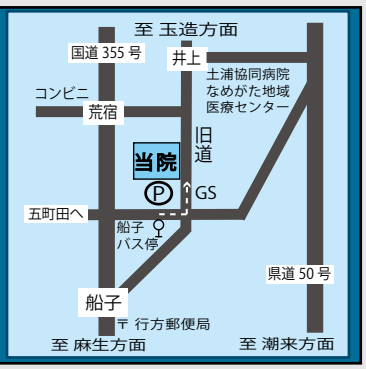

広告

税金のお知らせ

市税の納税は納期限までに！

市税の納期限を過ぎても未納のままにしている納税者には、督促状や催告書を送付し納税を促しています。それでも納税しないときには、滞納処分を行う場合があります。

滞納処分とは、地方税法および国税徴収法の規定に基づき、やむを得ず財産（不動産、動産、預貯金、給与など）を差し押さえて、公売や取り立ての後に未納市税に充てることをいいます。

都合により納期限内に納税できない場合は、お早めにご連絡・ご相談ください。

今月の税金

○国民健康保険税　第７期納付期限（口座振替日）は１月 31 日です。

■不動産公売により売却された物件

売却区分番号	所在	地番	地目	地積（㎡）	見積金額（円）	落札金額（円）
18-5	麻生字後堀 麻生字後堀 麻生字後堀 麻生字後堀 麻生字後堀（家屋）	886 番 3 889 番 8 889 番 12 889 番 14 889 番地 8	山林 宅地 宅地 宅地 居宅	211 1006.34 188.41 0.91 135.47	800,000	800,000
18-7	蔵川字柏崎	823 番	田	2124	530,000	750,000
18-8	蔵川字御船下	888 番	田	1314	320,000	326,000

※今回 11 件の公売手続きを実施し、８件が公売日前に完納となり、３件が売却され、計 5,764,116 円の未納市税を徴収しました。

インターネットで 24 時間納税できます！ YAHOO! JAPAN 公金支払い

クレジットカードで公金支払い

パソコンまたは携帯電話、スマートフォンから納付ができます。現金用納付書に記載されている「クレジット納付用番号」と指定の「クレジットカード」をご用意ください。

なお、詳細についてはヤフー株式会社のホームページをご覧ください。

■対象税目　平成 31 年度以降の市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

■利用期間　上記税目の各期納期限まで（納期限を過ぎた場合は利用できません）

■決済手数料

納付金額	決済手数料（税抜き）
～ 10,000 円	0 円
10,000 円～ 20,000 円	100 円＋税
20,000 円～ 30,000 円	200 円＋税
30,000 円～ 40,000 円	300 円＋税
40,000 円～ 50,000 円	400 円＋税
以降 10,000 円増えるごとに	100 円＋税ずつ加算されます

■注意事項

・行方市から領収書は発行しませんので、納付書とカード会社が発行する利用明細書などでご確認ください。
・納税窓口や店頭でのクレジットカードによる支払いはできません。
・納付書ごとに納付の手続きが必要となります。継続的なクレジットカード払いではありません。
・口座振替をご利用の方は、口座振替廃止手続きを行ってからご利用ください。

【問い合わせ】　収納対策課（麻生庁舎）　☎ 0299－72－0811

平成 30 年４月～ 11 月末現在　差押件数　393 件
平成 29 年度　市税徴収率　99.2%